

論 説

日本における金融 CSR の現状と活動（2－1）
 —— 金融庁「金融機関の CSR 実態調査」の CSR 事例分析
 （信金・信組・労金編）——

紀 国 正 典

- 1 信金・信組・労金の CSR 事例分析の方法
- 2 信金・信組・労金の CSR 取組み体制
- 3 コンプライアンス
- 4 顧客・消費者に関連する取組み
- 5 従業員に関連する取組み
- 6 環境保全 (以上本号)
- 7 地域貢献 (以下次号)
- 8 社会貢献
- 9 社会的責任投資 (SRI)

1 信金・信組・労金の CSR 事例分析の方法

本稿は、金融庁が2006年1月から3月にかけて実施した「金融機関による CSR を重視した具体的な取組み事例の調査」のうち、金融 CSR の具体的事例を分析したものである。金融庁のこのアンケート調査結果は、エクセルの巨大なワークシートで公表されている（金融庁ホームページ、<http://www.fsa.go.jp/>）。この調査の実施状況については、表1を参照してもらいたい（表1参照）。

金融庁がこのアンケートで定義した CSR（企業の社会的責任）とは、「企業が持続可能な発展を目的として、多様なステークホルダー（利害関係者）との関係の中で認識する責任と、それに基づく経済・環境・社会的取組みのことを

表1 Q1: CSRを重視した具体的な取組みの実施状況等

	(a)アンケートを実施した金融機関	(b)回答金融機関	割合 (b/a)	(c)CSRを重視した取組みを行っている金融機関	割合 (c/b)
預金取扱金融機関	670機関	663機関	99.0%	518機関	78.1%
主要行等	76行	71行	93.4%	48行	67.6%
地域銀行	111行	111行	100.0%	109行	98.2%
信金・信組・労金	483機関	481機関	99.6%	361機関	75.1%
保険会社	81社	81社	100.0%	64社	79.0%
証券会社等	483社	473社	97.9%	228社	48.2%
証券会社	283社	274社	96.8%	131社	47.8%
投信・投資顧問	166社	165社	99.4%	82社	49.7%
金先業者	34社	34社	100.0%	15社	44.1%
合計	1234機関	1217機関	98.6%	810機関	66.6%

注) 主要行等: 都長信銀等, 外銀支店等, 新たな形態の銀行等。地域銀行: 地方銀行, 第二地方銀行。信金・信組・労金: 信用金庫, 信用組合, 労働金庫。保険会社: 保険会社, 外国保険会社等。証券会社: 証券会社, 外国証券会社。投信・投資顧問: 投資信託委託業者, 投資顧問業者。金先業者: 金融先物取引業者。

出所) 金融庁[2006]「金融機関のCSR実態調査結果の概要 (<http://www.fsa.go.jp/>)」より。

指し, その具体的な内容としては, 企業による法令遵守, 納税, 消費者保護, 環境保護, 人権尊重, 地域貢献等の自主的取組みと広範にわたるものを指す」である。

今回分析に着手したのは, 預金取り扱い金融機関のうち, 協同組合金融機関の性格をもっている信用金庫, 信用組合, 労働金庫についてである。これ以外の銀行のCSR取組み事例については, このような分析に至った経緯の紹介とともに, すでに次の拙稿において発表済みである。紀国正典[2007]「日本における金融CSRの現状と活動(1) - 金融庁「金融機関のCSR実態調査」のCSR事例分析(銀行編) -」高知大学経済学会『高知論叢』第88号, 2007年3月。

前回と同じく今回も, 日本における金融CSRの概略地図を作製するため, 金融CSRの具体的な取組み事例をわたしが定めた分類標識([]で表示)で選り分けてみた。比較が可能なように, 前回銀行編で定めた分類標識をできる限

り引き継ぐようにした。ただし協同組合金融機関の CSR 活動の特徴を反映させるため、分類標識名を一部変更した。[地域福祉の支援]は、[地域福祉・生活の支援]に変えた。またコンプライアンスについても、後述するように、より正確な分類表現に改良してみた。

金融 CSR 活動を、(金融業務を通じた支援)と(非金融業務による支援)とに分類する方法も、引き継いだ。前回銀行編で、(金融業務を通じた支援)とは送金や預金・貸付け業務などの狭い意味での本業によって行われる金融 CSR 活動であり、それ以外の一般的業務によって行われる金融 CSR 活動を、(非金融業務による支援)とよぶことにしたのである。

これは、金融業務による支援が重要で非金融業務による支援が副次的だ、という意味でそのようにした訳ではない。反対に金融 CSR 活動という点からみれば、銀行のもっている顧客や取引先との広範で濃密なネットワークや専門的力量を活用した非金融業務による支援は、ますます重要性を増している。本稿の具体的事例をみていただければ、このことを納得していただけることと思う。これが一般の企業とは異なる銀行という金融機関の特性であり、銀行 CSR のもっとも重要な特徴の一つである。

そもそも企業活動は本業にとどまらない総合的性格をもっているし、これに加えて CSR 活動そのものが本業に限定されるものでなく、よりいっそうの広がりをもつ。CSR 活動は、このような二重の総合的性格をもっているのである。

ただ総合的になればなるほど、そのそれぞれの活動についての管理手法も違うし、地域や社会に与える影響や作用も異なってくる。したがって、これらを分類しておく必要が生じる。例えば、金融商品を設計したりリスク管理を必要とする金融業務を通じた支援活動と、そうでないそれ以外の支援活動とは、活動内容や管理方法が質的に異なる。そのことを明らかにするために、このように分類したのである。

前回でも指摘したが、Q9の「CSRを重視した具体的な取組みについて」という質問における三つの分野選択(1.経済, 2.環境, 3.社会)と、八つの取組み項目選択(1.コンプライアンス, 2.顧客・消費者に関連する取組み, 3.従業員に関連する取組み, 4.環境保全, 5.地域貢献, 6.社会貢献, 7.社会的責任

投資(SRI), 8.その他)に関して, この「分野選択」と「項目選択」が並列関係なのか, 階層関係なのか, 設問からはいずれとも判別しがたく回答者も迷ったようである。このため項目の具体的事例(最大400字以内)で集計すると, ある項目に, 内容的には他の項目に該当するはずの事例が混入してしまうということになってしまった。銀行編では「環境保全」の項目に入るはずの事例がそれ以外の項目に多数現れたが, 今回は協同組合金融機関の特性を反映してか, 「地域貢献」と「社会貢献」に該当するはずの事例が, それ以外の項目, 例えば「顧客・消費者に関連する取組み」や「従業員に関連する取組み」に多数出現するということになった。また協同組合金融機関の営業対象エリアが小さいという地域特性を反映してか, 「地域貢献」と「社会貢献」も重複するものが多かった。金融庁が集計した具体的な取組み事例の集計結果を, 前回同様, 表2で紹介しておくが, この集計には上述したような他の項目に該当するであろう事例も含まれている(表2参照)。

信金・信組・労金については金融機関の数がとても多いので, 金融CSRの具体的事例件数も膨大な量になる。このため, 分類標識([]で表示)の下位に, さらに小見出し([]で表示)をつけて小分類してみた。これで少しは, 金融CSRのジャングルの中で迷わないですむ。包括的でこの小分類のいずれにも分類できない事例は, [総合的支援]という小分類項目にあつめた。

前回の銀行編については主要行等, 地域銀行, 外銀と金融機関を区別したが, 今回についてはそれはできなかつた。どれが信金, 信組, 労金であるのか内容から推察できても, ワークシート上で明示されていなかったからである。

以下, 最初に2から9までの分類方法と特徴について, あらかじめ説明しておくことにしたい。

2の「CSR取組み体制」は, Q5の「CSRを専門に担当する組織又は機関の体制や, 具体的な業務内容について」の回答を, 管理方法の違いに基づいて, [CSR専任部署が担当], [既存部署がCSR兼務], [別名称の部署がCSRの部分活動を担当]と三つに分類してみた。《 》で区切ったところは, Q6「CSRを重視した具体的取組みを行う上での拠りどころ(社内規定など)」に対する回答の要約である。ただし, 表3に明らかなように, これらは数少ない先進部

表2 Q9：CSR を重視した具体的な取組みの項目（最も近いものをそれぞれ一つ選択）

	取組み事例の全体数	コンプライアンス	顧客・消費者に関連する取組み	従業員に関連する取組み	環境保全	地域貢献	社会貢献	社会的責任投資(SRI)	その他
預金取扱金融機関	1281	50	165	71	193	419	357	10	10
	100%	3.9%	12.9%	5.5%	15.1%	32.7%	27.9%	0.8%	0.8%
主要行等	127	10	13	13	28	12	43	3	5
	100%	7.9%	10.2%	10.2%	22.0%	9.4%	33.9%	2.4%	3.9%
地域銀行	327	7	37	11	70	113	83	3	3
	100%	2.1%	11.3%	3.4%	21.4%	34.6%	25.4%	0.9%	0.9%
信金・信組・労金	827	33	115	47	95	294	231	4	2
	100%	4.0%	13.9%	5.7%	11.5%	35.6%	27.9%	0.5%	0.2%
保険会社	185	9	28	23	34	18	67	1	3
	100%	4.9%	15.1%	12.4%	18.4%	9.7%	36.2%	0.5%	1.6%
証券会社等	414	87	43	31	35	50	133	23	8
	100%	21.0%	10.4%	7.5%	8.5%	12.1%	32.1%	5.6%	1.9%
証券会社	241	47	31	17	19	35	80	2	6
	100%	19.5%	12.9%	7.1%	7.9%	14.5%	33.2%	0.8%	2.5%
投信投資顧問	149	33	7	14	11	11	51	20	2
	100%	22.1%	4.7%	9.4%	7.4%	7.4%	34.2%	13.4%	1.3%
金先業者	24	7	5	0	5	4	2	1	0
	100%	29.2%	20.8%	0.0%	20.8%	16.7%	8.3%	4.2%	0.0%
全金融機関	1880	146	236	125	262	487	557	34	21
	100%	7.8%	12.6%	6.6%	13.9%	25.9%	29.6%	1.8%	1.1%

注) 数値の単位は件数。％は、取組み事例の全体数に対する割合。

出所) 金融庁[2006]「金融機関のCSR実態調査結果の概要(<http://www.fsa.go.jp/>)」, 原表は縦組みだがこれを横組みに組み替えて作成。

分の活動である(表3参照)。

3の「コンプライアンス」は、[コンプライアンス専任部署の設置・活動]、[コンプライアンス・プログラム(マニュアル)の策定・実施]、[コンプライアンス(規範)意識の強化・啓もう]、[コーポレート・ガバナンス]と四つに分類してみた。銀行編における分類標識を改良したのである。銀行編では、[グ

表3 Q3・4: CSRを専門に担当する組織または機関およびその人数

	全金融機関	預金取扱金融機関				保険会社	証券会社等			
		主要行等	地域銀行	信金・信組・労金			証券会社	投信・投資顧問	金先業者	
ある	165	86	20	20	46	22	57	30	20	7
(%)	13.6	13.0	28.2	18.0	9.6	27.2	12.1	10.9	12.1	20.6
ない・無回答	1052	577	51	91	435	59	416	244	145	27
(%)	86.4	87.0	71.8	82.0	90.4	72.8	87.9	89.1	87.9	79.4
平均人員数(人)	4.8	4.7	4.8	3.8	5.0	8.0	3.7	5.4	1.9	1.7

注) (%)は回答金融機関数に対する割合。平均人員数は「ある」と答えた金融機関における平均。

出所) 金融庁[2006]「金融機関のCSR実態調査結果の概要 (<http://www.fsa.go.jp/>)」より。

ループのコンプライアンス体制], [倫理憲章の制定・実施], [行動規範制定], [コンプライアンス・プログラムの策定・実施], [コーポレート・ガバナンス]と施策名で分類していた。これを実施体制, 計画, 学習, ガバナンスというように, 取組み方法からの分類に改良してみたのである。

4の「顧客・消費者に関連する取組み」は, [顧客満足度向上の取組み], [地域の文化・芸術・スポーツ・伝統行事の支援], [地域福祉・生活の支援], [地域活性化の支援], [金融・経済教育の支援], [地域情報開示活動], [顧客・消費者支援の環境保全(金融業務を通じた環境保全)] [環境問題の啓もう活動や自然保護支援]と八つに分類した。ここで地域貢献や環境保全と重複する取組みの小分類方法については, 次に述べる6, 7, 8の分類になった。

この内, [顧客満足度向上の取組み]については, [顧客の要望・意見への対応], [顧客サービスの向上], [顧客関係の強化]と, 三つに小分類した。[顧客サービスの向上]はさらに, (金融業務を通じた支援)と(非金融業務による支援)に二大分類した。

5の「従業員に関連する取組み」は, [働きやすい職場づくり], [仕事と家庭の両立, 子育て・介護支援], [障害者雇用の促進], [社会・地域福祉の支援], [自己取組みの環境保全(非金融業務による環境保全)], [環境問題の啓もう活

動や自然保護支援]、[法令遵守]と七つに分類した。銀行編になかった [障害者雇用の促進] が新たに付け加わった。反対に、[男女共同参画・女性社員の活用] にあたる事例がなかった。女性従業員が多数いる職場であるだろうに、どうしてなのか疑問をもった。

6の「環境保全」は、[顧客・消費者支援の環境保全(金融業務を通じた環境保全)]、[自己取組みの環境保全(非金融業務による環境保全)]、[環境問題の啓もう活動や自然保護支援]と三つに分類した。

この内、[顧客・消費者支援の環境保全(金融業務を通じた環境保全)]は、[住宅関係]、[車関係]、[その他関係]、[総合的支援]に小分類した。また[自己取組みの環境保全(非金融業務による環境保全)]は、[ISO 認証取得]、[省資源・省エネルギー]、[資源再利用]、[その他取組み]、[総合的取組み]に小分類した。さらに[環境問題の啓もう活動や自然保護支援]は、[地域清掃・美化の取組み]、[自然保護の取組み]、[その他取組み]、[総合的取組み]と四つに小分類した。

7の「地域貢献」は、[地域の文化・芸術・スポーツ・伝統行事の支援]、[地域福祉・生活の支援]、[地域活性化の支援]、[金融・経済教育の支援]、[環境啓もう活動や自然保護支援]、[顧客・消費者支援の環境保全(金融業務を通じた環境保全)]と六つに分類した。[地域福祉・生活の支援]は、前回銀行編では[地域福祉の支援]として分類した標識である。

[地域の文化・芸術・スポーツ・伝統行事の支援]は、さらに、[地域文化・芸術の支援]、[地域スポーツの支援]、[地域伝統行事の支援]、[総合的支援]に小分類してみた。

[地域福祉・生活の支援]は、まず、(金融業務を通じた支援)と(非金融業務による支援)に二大分類した。そして、(金融業務を通じた支援)はさらに、[子育て支援]、[高齢者・障害者支援]、[生活支援]、[NPO 支援]、[災害復興支援]、[過疎対策支援]、[地域貢献支援]と小分類した。(非金融業務による支援)は、[子供防犯支援]、[地域教育支援]、[高齢者・障害者支援]、[交通安全支援]、[献血支援]、[施設開放]、[地域防災支援]、[地域助成支援]、[総合的支援]に小分類した。

〔地域活性化の支援〕も、(金融業務を通じた支援)と(非金融業務による支援)とに二大分類した。(金融業務を通じた支援)は、〔中小企業・創業支援〕、〔地域再生支援〕、〔NPO支援〕、〔総合的支援〕と小分類してみた。(非金融業務による支援)は、〔経営・学習支援〕、〔取引先企業の交流支援〕、〔地域調査出版支援〕、〔新事業育成支援〕、〔新事業助成支援〕、〔地域づくり参画〕、〔施設開放〕、〔総合的支援〕と小分類した。

〔金融・経済教育の支援〕は、〔学生教育支援〕、〔企業人教育支援〕、〔社会人教育支援〕に小分類した。

8の「社会貢献」は、〔社会・地域の文化・芸術・スポーツ・伝統行事の支援〕、〔社会・地域福祉の支援〕、〔社会・地域活性化の支援〕、〔金融・経済教育支援〕、〔顧客・消費者支援の環境保全(金融業務を通じた環境保全)〕、〔環境啓もう活動や自然保護支援〕と、六つに分類した。

この内、〔社会・地域の文化・芸術・スポーツ・伝統行事の支援〕は、〔社会・地域の文化・芸術支援〕、〔社会・地域のスポーツ支援〕、〔社会・地域の伝統行事支援〕、〔総合的支援〕に小分類した。

〔社会・地域福祉の支援〕も、まず、(金融業務を通じた支援)と(非金融業務による支援)とに二大分類した。(金融業務を通じた支援)は、さらに〔子育て支援〕、〔高齢者・障害者支援〕、〔生活支援〕、〔NPO支援〕、〔災害復興支援〕、〔社会・地域貢献支援〕に小分類した。(非金融業務による支援)は、〔子供防犯支援〕、〔地域教育支援〕、〔高齢者・障害者支援〕、〔交通安全支援〕、〔献血支援〕、〔社会・地域助成支援〕、〔総合的支援〕に小分類した。

〔社会・地域活性化の支援〕も、(金融業務を通じた支援)と(非金融業務による支援)とに二大分類した。(金融業務を通じた支援)は、〔中小企業・創業支援〕、〔地域再生支援〕に小分類した。(非金融業務による支援)は、〔経営・学習支援〕、〔取引先企業の交流支援〕、〔地域調査出版支援〕、〔新事業育成支援〕、〔新事業助成支援〕、〔地域づくり参画〕と小分類した。

〔金融・経済教育の支援〕は、上記と同様に、〔学生教育支援〕、〔企業人教育支援〕、〔社会人教育支援〕、〔総合的支援〕に小分類した。

9の「社会的責任投資(SRI)」に該当する事例は、1件だけであった。それ

以外のものは〔顧客満足度向上の取組み〕と〔地域福祉・生活の支援〕に該当するものだった。後者は〔NPO 支援〕と〔過疎対策支援〕に小分類した。「その他」項目は1件あったが、〔地域スポーツの支援〕に回した。

以上ざっと信金・信組・労金の金融 CSR 事例の分類方法を紹介してきた。後ほど詳しく明らかになるが、全体を通してのこれらの金融 CSR 活動の特徴として、銀行のもっている活動の柔軟性、弾力性、創造性などに加え、協同組合金融機関の優れた特性が、金融 CSR 活動に反映していることを指摘することができる。

これらの金融機関の CSR 活動が、第1に、子供から高齢者、障害者などの地域の幅広い階層を対象としており、第2に、地域防犯、地域教育、交通安全、生活支援、地域清掃、災害復興、過疎対策支援などの、きめ細かい地域密着型取組みや、人のぬくもりを感じさせる生活密着型取組みを展開し、地域の多様なニーズにこまやかに応えているからである。

これは、これらの協同組合金融機関の活動範囲が、地域の消費者や生活者の居住・生活範囲と重なっているので、いろんな地域情報や生活情報が届きやすいからかもしれない。そうだとすれば地域住民や人間の目の行き届く範囲で資金の循環が行われていることになる。地域の金融資源を、地域で、地域の多様なニーズに応じて、地域のために有効利用するという資金循環の枠組みが機能しているのである。このような資金循環システムは、金融の公共性の基本理念であり、金融 CSR 活動が目標としてかけられるべきものである。

金融のコングロマリット化・金融の国際化で、大規模な資金の流れが、ますます地域や社会の人間の目の届かないところを徘徊し、その資金がその地域や社会の現場でどのように有効利用されているのかということには無関心に、ただ金融収益を求めるだけの資金循環が世界を飲み込んでいる。自分の手を離れた資金がどのように使われているか分からないような資金循環は、金融疎外型資金循環といえることができるし、それに私利私欲至上主義が伴っているならば、社会的無責任型資金循環ともよぶことができる。協同組合型金融機関の金融 CSR 活動は、これらの資金循環の対極にある資金循環方式かもしれない。

詳細でいいいなアンケートを寄せられた金融関係者には誠に失礼であるが、

原文のままだと膨大な分量にのぼるので、今回も、その内容を要約したり省略したりして簡略化させてもらった。ただしその内容に変更を加えてはいない。また、規定枚数に収めるため同趣旨の内容事例については削除させてもらった。

以上述べたように、筆者が考え出した方法でこのような分類と分析を実施するのであるから、本稿の責任は当然に筆者にある。関心のある向きは、直接に金融庁のアンケート結果の原文を参照していただきたい。

なお金融 CSR を、社会的責任金融 (SRF) や国際的責任金融 (IRF) という概念の枠組みのなかに位置づけようとした研究が、次の拙稿である。紀国正典 [2006] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (4) - 社会的責任投資 (SRI) と社会的責任金融 (SRF) -」高知大学経済学会『高知論叢』第87号, 2006年11月, および紀国正典 [2007] 「国際的責任金融 (IRF)」『立命館国際研究』第19巻3号: 朝日 (関下) 教授退職記念号, 2007年3月。ご参照たまわれれば幸いである。

2 信金・信組・労金の CSR 取組み体制

[CSR 専任部署が担当]

- CSR 推進室 (2005年6月設置) CSR 推進に関すること《CSR 推進要領 (2005年8月1日制定)》。
- CSR 推進部 (平成18年2月20日創部)。

[既存部署が CSR 兼務]

- 経営管理部: 業務推進, 経営企画, 資金運用等《業務計画書》。
- ①法務倫理室: コンプライアンスに関する基盤整備・組織統括等, ②業務統括本部地域振興担当: 地域事業参加・協賛, 社会貢献活動の企画・実施等, ③業務統括本部業務戦略グループ: 経営情報開示・広報等《経営理念, 行動指針倫理綱領, 事業計画, 財団法人事業計画》。
- 総合企画部 (諮問機関として顧客価値創造委員会あり) CSR を重視した取り組みの企画・立案《顧客価値創造活動計画書》。
- 営業推進部において事業計画の立案・推進・管理・指導と CS 活動, 地域貢

献等を兼ねて行う。

- 総合企画部、経営企画課のセクション、必要に応じ CSR を重視した取組みを企画・立案《事業計画書（長計、単計）：地域貢献について記載》。
- 総務部コンプライアンス委員会・CS委員会・環境管理委員会・個人情報保護委員会の事務局が担当し、CSR を重視した取組みの企画・立案・推進・再発防止の検討・研修・啓蒙活動《コンプライアンス・プログラム・マニュアル（2000年10月1日制定）、CS推進委員会規程（2002年12月1日制定）、環境マネジメントマニュアル（2004年7月1日制定）、個人情報保護規程（2005年4月1日制定）》。
- 業務部：CSR（企業の社会的責任＝利用者の利便性向上）を重視した取り組みの企画・立案《1. 基本方針 2. しんきん21ビジョン 3. 地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム》。
- 委員会、□□グループ□□担当《□□委員会規程、地域貢献事業計画、教育訓練事業計画》。
- ①営業推進部に営業企画課を設置し、地域金融や相談会を担当、②総合企画部内にコンプライアンス課を設置し法令等遵守を徹底《定款第1条（目的）》。
- ①ア、地域福祉開発室（現、地域共生推進センター）1998年10月1日設置。イ、環境委員会（2002年10月7日発足）②ア、社会貢献活動の企画・推進、イ、庫内環境政策の立案と環境マネジメントシステムの実施《「ろうきんの理念」（1997年5月16日）「中期経営計画」（第1次～第3次）「事業計画」（1998年以降）》。

[別名称の部署が CSR の部分活動を担当]

- 総合企画室内に「地域社会貢献委員会」（2003年4月1日設置）《「地域社会貢献委員会」要領（2003年4月1日制定）》。
- 経営支援室による企業支援・総務部による地域情報誌の発行、「中小企業景気動向調査」の実施《経営理念・経営方針・コンプライアンスプログラム》。
- 育英資金支援《育英会制度》。
- 地域奉仕委員会（1996年4月設立）地域貢献への取組みの企画・立案《各年度ごとの事業計画》。

- 地域奉仕室（1996年10月設置）地域貢献取組みの企画・立案《地域奉仕関連事業計画書》。
- リスク統括部にコンプライアンス専担者を配置《倫理憲章》。
- 総合企画部プロモーション部会（2004年5月設置）：地域情報誌の発刊・地域活性化のための各種イベントの運営・コンサートの地域への提供《倫理綱領（1999年6月1日制定）》。
- 業務部。
- 法婚コンプライアンス部，お客様相談室（平成17年12月29日設置）。当金庫に寄せられるお客様からの要望，質問，苦情等に対応。《「倫理綱領」ならびに「倫理細則」（平成12年1月制定），「法令等遵守（コンプライアンス）基準」（平成12年1月制定）》。
- 財団法人地域振興協力基金（地域社会の活性化のため，県下の地方公共団体並びに公共的団体が行う事業活動に要する経費の一部に助成金交付）。
- 経営相談室（2003年5月19日設置・取引先企業の経営改善支援等）《経営理念》。
- 財団法人淡路信用積善会（昭和29年5月設立）：介護者表彰，社会福祉事業施設等への助成等《経営基本方針である「調和と均衡のとれた堅実な経営に努力する」，「地域経済の発展と顧客の繁栄に尽力する」，「働きがいのあるよりよい職場づくりに努力する」を掲げどころとしている》。
- コンプライアンス課法令遵守，苦情相談，個人情報等《コンプライアンスマニュアル》。
- 営業統括部《経営理念》。
- コンプライアンス委員会（役員及び本部各部長を中心として組織し，コンプライアンス上の企画立案他《コンプライアンス規程》。
- 法務部法務課《「経営理念」「経営方針」「行動綱領》。
- 営業推進部：会員・顧客の組織化，活性化と各種イベントの企画，実施・イメージ向上，販促のための広報・社会貢献活動の企画・実施《理念手帳（経営理念，行動指針等の解説書），コンプライアンス手帳》。
- 倶楽部室：地域貢献活動統括《事業計画》。

- 清掃活動の把握と活動状況の広報。
- 地域部が活動の方針を策定し営業店の企画を統制と開催支援《コンプライアンス・マニュアル（倫理憲章）》。
- 総合企画室が担当。理事長直轄の部署でコンプライアンスの統括《コンプライアンス・マニュアル》。
- 総合企画室及び業務管理部が主体となり、コンプライアンスとリスク管理態勢の強化に努めている《経営理念、倫理憲章、行動規範、コンプライアンス管理規程》。
- 業務部《懇話会会則》。
- コンプライアンス室業務運営委員会《経営理念経営方針、コンプライアンス・マニュアル》。
- まちづくり推進室：地域の生活・文化向上施策の支援活動《特になし》。
- 環境面への取組については総合企画部で全部店の活動事案を掌握し、全役職員が情報共有出来る態勢となっている《経営理念・中期経営計画》。
- 企画部を担当部として社会貢献活動等に取組《経営方針》。
- コンプライアンス委員会（2003年10月設立）法令等遵守態勢整備の企画・立案《法令等遵守基本規定・法令等遵守（コンプライアンス）基準》。
- 総務課コンプライアンスが期初に策定したプログラムの実践《規定等については今後検討》。
- コンプライアンス委員会（平成12年7月1日）：コンプライアンスを重視した取組みの企画・立案・評価《コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラム》。
- 総合企画部：経営・業務の基本計画、地域福祉対策等の策定、総合調整《事業計画アクションプラン（毎年度制定）》。

3 コンプライアンス

【コンプライアンス専任部署の設置・活動】

- 平成17年9月、コンプライアンス専任部署として経営管理部を立ち上げ（コンプライアンス、個人情報、苦情処理、時間管理等を担当）。
- 法令遵守の専門部署として平成11年9月に法務室新設。
- 平成11年にコンプライアンス室設置、本部各部署及び全支店に「コンプライアンス責任者」、「コンプライアンス担当者」を配置してコンプライアンス態勢の実効性の確保。具体的には「倫理綱領」「倫理行動基準10カ条」の制定、役職員の「倫理カード」の常時携帯、「コンプライアンス・マニュアル」の配布、定期的なモニタリング、ヘルプラインの設置、職員への研修等を実施。
- 本部及び営業店にコンプライアンス担当者を定め、法令等遵守状況等について管理するとともに勉強会や研修会を実施。
- コンプライアンスを経営の重要課題として取組む。営業店にコンプライアンス担当者を設置し定期的に勉強会を実施、チェックリストに基づき遵守状況の自主管理。毎年計画しているコンプライアンス・プログラムに基づき理事長を委員長としたコンプライアンス委員会を毎月実施。本部コンプライアンス室によるコンプライアンス研修を年3回実施。
- 顧客や地域住民との信頼関係を構築するためのコンプライアンスは必要不可欠であり、研修会等でのコンプライアンス指導やコンプライアンス委員会による営業店の実態調査と欠如項目の指導を実施。
- 金庫の社会的使命と公共性を十分理解し、より高いレベルのコンプライアンスが求められていることを自覚し、地元とともに歩む金融機関として地域の信頼を得て、「自己責任の原則」を貫くことを柱に、庫内規程の制定、内部統制の実施、研究の実施など、コンプライアンスの体制整備に努めている。具体的には本部各部・営業店にコンプライアンス管理者・コンプライアンス担当者を任命し、所轄業務及び職員のコンプライアンスの徹底と法令等違反の未然防止に努めている。

- コンプライアンス違反は金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害する恐れがある。問題の発生を事前に防止する一つの方法として金融コンプライアンス・オフィサーの有資格者（現在25名）を増やし、各店にコンプライアンス担当者を配置し、地域の方々に信頼される真に地域に密着した金融機関を目指す。
- コンプライアンス委員会を設置し、全体のコンプライアンス研修や部店毎のコンプライアンス勉強会を積極的かつ定期的に開催するなど、当組合内に法令等遵守の企業風土の構築、醸成に努めている。この取組み状況を開示することで社会におけるコンプライアンスやモラルアップに繋がる活動を目指す。
- 当組合は平成16年11月に3組合で合併したが、合併を機にさらにコンプライアンスへの取組みを強化するためコンプライアンス関連の統括部署として専担部署を設置。各営業店および本部の各部署ごとに「コンプライアンス責任者」を配置し、朝礼時や勉強会を通じてコンプライアンスの啓蒙活動。全常勤役員と本部各部署の部長により「コンプライアンス委員会」を組織し、隔月で行う会議においてコンプライアンスに関する重要事項について協議・決定、コンプライアンス重視の職場風土の醸成・維持。「支店長会議」や四半期毎に行う「コンプライアンス責任者会議」にてコンプライアンスに関する指示・方針等の周知徹底。
- 経営力の強化あるいは企業価値の向上を図るため、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス・プログラムに沿って推進活動。各部店へコンプライアンス統括責任者、担当者を配置し、毎月のコンプライアンス研修及び各種集合研修等を通じて、法令等遵守に対する意識向上を図っている。支店長会議、事務統括責任者会議、渉外チーフ会議、貸付実務研修、コンプライアンス担当者研修、新入職員フォロー研修等において役職員の法令等遵守に対する重要性の認識を高めるよう周知徹底を図り、不祥事等の未然防止態勢の確立に向け点検強化。

【コンプライアンス・プログラム（マニュアル）の策定・実施】

- 倫理憲章を実現するため、関連諸規程の整備、内部統制の実施計画、役職員の研修計画等を含む具体的な実践プログラムを策定、その推進状況を把握す

るためのモニタリングを実施し、コンプライアンス委員会に報告するとともに改善すべき点について対策を講じている。コンプライアンスを効果的に推進するため、職場におけるコンプライアンス教育研修の責任者としての役割と報告・相談窓口としての役割を兼ね備えたコンプライアンス担当者を部室店に配置し、本部に報告する体制。

- 平成11年にコンプライアンス基本方針およびコンプライアンス・マニュアルを制定。運用においては、毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス態勢の強化を図っている。
- 平成16年9月にコンプライアンス・マニュアルを策定し、コンプライアンス（法令遵守）への取組の必要性、基本方針（倫理要領）、役職員の行動規範・責任等を明確にしている。平成17年度事業計画書において最重要取組項目としてその冒頭に「コンプライアンス態勢」を掲げている。コンプライアンス・プログラムを策定し、その実践により一層の法令遵守の企業風土醸成を図っている。コンプライアンスに関する外部研修会に積極的に参加し受講者を講師として内部研修会（派遣パート含む）を実施している。自己のコンプライアンスの実践をチェック・点検するため、内部検査実施時に「コンプライアンス自己診断表」を全員に記入させ、コンプライアンス・マインドの更なる啓蒙と向上に努めている。企画課内にコンプライアンス委員会を設置、コンプライアンス担当者を任命し（総務課長）推進にあたっている。

[コンプライアンス（規範）意識の強化・啓もう]

- 職員に法令・ルール等を遵守させ良識ある行動や言動をとらせるために、エシックス・カードを作成しいつでも自問自答できるようにした。
- 地域社会からの信用が不可欠な業種であるため、公私にわたり法令の遵守を重んじ信頼人格と業務スキルを修得するため、年間計画をたて研修等を繰り返し実施、啓蒙。
- コンプライアンス事例集等を活用して、各部店での勉強会を毎月実施。
- 広い意味で組合規程、業界ルール、社会規範も含んだ法令遵守がなければ、地域（顧客）の信頼を得ることができない。常にこの事を意識する必要がある。また全職員の精神的モラルの維持を徹底していくことが難しいところ。

- コンプライアンスの勉強会。
- マニュアル・プログラムの見直しを進め、金融機関の公共性に鑑みプログラムの実践を通じて実現していくことを目指しているが、人的な関係からチェック機能の整備に苦慮。

[コーポレート・ガバナンス]

- コンプライアンス：コンプライアンス体制の確立として法令等の遵守を職員に目覚ませ、不祥事再発防止するためのチェック体制を作る。総代会の機能強化：総代会への総代本人出席が低下（最近は60%台）しているので、活発的総代会を目指し本人出席率高めるため総代本人に働きかけ。
- 法的・倫理的責任としてガバナンスの強化を図るため、県内各ブロックで組合員の総代を迎えての地区懇談会を実施するなど、けん制機能の強化。
- 総代会のほか支店毎に地区総代会、地区説明会をそれぞれ年1回開催し、総代との意見交換を行うとともに、ディスクロージャー誌（中間期を含む）等により組合の現況について説明。

4 顧客・消費者に関連する取組み

[顧客満足度向上の取組み]

[顧客の要望・意見への対応]

- お客さまの声をくみ上げ、金庫全体で問題点や課題を共有化し、気軽に相談にのってあげるために「お客さま相談センター」を設置。具体的には、全役職員に「お客さま一言メモ（3枚複写）」を配付し、意識的にお客さまのご意見を聴取し、現場でできる改善、担当部署における改善に取組む。改善策は本部に設置した改善委員会に諮る。お客さまの声を直接聴取する手段として「フリーダイヤル」を設置。そのPRに努めている。今後各営業店にご意見箱を設置する予定。
- 2003年10月にお客さま相談室を設置し、顧客の意見を業務運営に反映させる体制を整えた。
- 本部・営業店からの「お客様の声」を収集し、役員及び担当部署に回付して

直ちに指導・改善のほか、役職員全員に内容を伝えて再発防止に取り組んでいる。インターネットによる「お問い合わせコーナー」では、お客様の様々な疑問等に対し迅速な対応。

- 苦情事案を、発生の都度 CSR 推進室に報告することになっており、随時取りまとめ金庫ネットワークに掲載することによって、役職員がいつでも閲覧でき業務の参考資料としている。
- コミュニケーションシート制度(平成17年6月制定)：顧客その他からの意見・要望が経営トップまで伝わるようにして、顧客の満足度を重視した経営。
- 顧客からのアンケート形式により顧客の意見要望を調査し、当組合の業務改善を行い、顧客満足度の向上を図る。
- 当組合「苦情処理要領」に基づき迅速で的確かつ誠実な対応が行えるよう強化・充実を図るとともに、苦情内容について分析し再発防止の徹底。
- アンケート方式による組合員、一般預金者からの意見を総代会で公表し、意見・要望等改善策の検討を行っている。

〔顧客サービスの向上〕

(金融業務を通じた支援)

- 毎週日曜日に通常営業、各種税金の収納取扱やローンの相談窓口を設けて顧客の利便向上を図っている。加えて毎月1回、年金、税金、経営相談会を開催。
- 多発する偽造・盗難キャッシュカード被害の防止のため、1日のATMからの引き出し限度額を50万円に引き下げ。
- 消費税を納付される事業者に対する金利優遇：消費税を納付される法人、個人事業主を対象に消費税を毎月計画的に積み立てる定期積金商品。
- 顧客の利便性を図り、1支店において毎週日曜日に10時から午後3時まで営業(借入なんでも相談、口座開設受付等)。
- 一日あたりのATM取引限度額(引出・振込み、取引回数の制限)、一定期間利用されていないキャッシュカードの一括無効化、IC化の検討等、当庫独自にできることを着実に実施し、預金者への情報提供、啓発及び知識の普及。
- 記念定期預金などによる高金利商品の提供。お客様の信用リスクや取引振り

に応じた貸出金利の設定。振込手数料など各種手数料料金の引下げの検討。

- 本店の融資窓口の一部業務を午後7時まで時間延長し個人ローン、住宅ローン、事業資金計画の相談、融資の申込み手続を行っている。
- キャッシュカードの偽造・盗難等による不正使用を防止するため、手のひら静脈認証 ATM による「手のひら静脈認証口座」の取扱いを全店で導入（平成17年9月）。
- 当組合職員（FP 有資格者）が顧客・消費者の資産や負債及び家計の資金繰り（キャッシュフローを含む）を検証し、生涯生活設計の提案。
（非金融業務による支援）
- 顧客の健康問題への取組みとして、大学講師を招いての講演会の実施。
- 当金庫の年金受給者を対象とした日帰りのバス旅行。
- 親子のふれあいを大切にすることを目的に、「親子ふれあい映画会」を毎年実施。上映映画の選考に苦勞。
- 会員相互の親睦のため旅行を企画・実施。年金に関する情報の提供を損保会社等と共同で行い、年金に関する支援。
- 年金受給者を対象とし、各種イベント（グランドゴルフ、旅行等）や見舞金制度などのサービス提供を行い相互の親睦やより豊かな生活に寄与。

〔顧客関係の強化〕

- 年金友の会の支援。年1度の総会、ゲートボール大会、親睦旅行、囲碁大会等、年1度の総会についてはアトラクションとして歌謡ショー。今年度の参加者数は約5,000名と年金受給者の楽しみの場となっておりサークル支援を通し社会貢献。
- 金庫の合併により、総代の定数・任期・選任地区の抜本の見直しを行い総代会機能強化を図るために総代会規程改定を行った。総代を対象とした懇談会を実施し、意見を経営に反映。
- 組合員や地域住民の意見要望を当組合の地域貢献活動や事業展開に取入れることを目的に、総代員の中から選出されたネットワーク委員27名により運営される「組合員ネットワーク」を構築。主な活動として、当組合に対する意見具申、地域の実態調査や情報交換、ビジネスマッチングに関する照会等の活動。

- 総代との意見交換会，地区協力者意見交換会，年金友の会会員交流親睦旅行実施等により，組合員の意見を経営に反映。
- 組合員の構成を参考に個人勤労者および女性の代表としての総代を選任（平成18年6月）。
- 顧客とのリレーションシップ強化策と総代会の透明性を図る観点から，全店をブロックに分けた「地区懇談会」を開催し，組合員・取引先との意見交流を深め，組合経営に反映。
- 一般組合員に組合の情報を開示説明し，組合員の忌憚のない意見を聞き取り組合事業に反映。平成14年開業以来3回開催。店舗別に組合経営陣と支店幹部職員が参加。
- 組織を訪問しての理事長講話，ライフプラン説明会等を開催するとともにF・F活動（顧客訪問）を実施するなど，組合員に貢献する情報提供。

〔地域の文化・芸術・スポーツ・伝統行事の支援〕

- 地方で接することが難しい当代一流のスポーツやコンサート公演等を支援・開催し，地方における文化の振興をもって地域の自発的で自律的な活性化の一助とする。メセナ活動が急速に縮小するなか，永年にわたる継続維持は反対意見等も多数存在したが，現在は地域に定着した文化活動が評価されており「継続は力なり」という言葉を実感。

〔地域福祉・生活の支援〕

（金融業務を通じた支援）

〔子育て支援〕

- 子育て支援の一環として，18歳未満の子供の数に応じて金利を優遇する住宅ローンを取扱い。
- 証券会社と業務提携し証券取次ぎ業務を開始。旅行代理店と業務提携し，平成17年9月から旅行券購入特約付定期預金を発売。地元チームが公式戦で1勝するごとに金利が0.01%上乘せされる応援定期預金を平成17年3月から発売。「子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度」を利用している顧客を対象に，ローン金利を1%優遇した「子育て世帯支援教育ローン」を発売。
- 育児・介護休業ローン：県との提携融資制度。育児・介護休業中の勤労者に

対し低利の資金を貸付け、休業期間中の生活の安定を目的。金利2%（保証料別途）。

〔高齢者支援〕

- 資金使途がバリアフリー増改築または介護関連費用であれば、リフォーム・ローンの保証料を0.1%優遇、金利については0.4%優遇。
- 社会的弱者や交通事故被害者への支援を目的に、要介護・要支援の認定を受けている方を対象に優遇金利の「介護支援定期預金」や、介護用品・リフォーム資金など在宅ケアを必要とされる方を対象とした低利な「在宅ケアローン」のほか、申込人を被保険者とした交通傷害保険（保険料信金負担）に自動加入できる「交通事故障害保険付積金」（契約数5,800）を取扱い。
- ろうきん介護ローン：2001年の介護保険法施行による介護制度の充実に寄与するため、介護用品の購入・設置やケアサービス利用資金などについて貸出金利を優遇した金融商品。

〔生活支援〕

- 多重債務に苦慮する地域住民に対して、カウンセリングを交えて融資相談を行い、債務の一本化を進め生活の改善を支援。
- 会員・構成員に対してクレ・サラを含めた多重債務問題及び金融犯罪の実態の学習会を提供し被害防止に努める。この他、高校生への金融教育に講師派遣。
- 県をはじめ多くの自治体と提携し、低利な住宅資金や教育・生活資金を提供。
- 会員に対しクレサラ警鐘の学習会等を開催。多重債務者の救済ローンとして「リセット」を用意。無担保で貸付額500万円以内、返済10年以内とし会社（職場）や家族の支援を条件とする。
- ろうきんセーフティネットワーク：勤労者の消費生活において多重債務や悪徳商法の被害にあった人達が、労働金庫と会員組織の連携だけで解決が困難な場合、弁護士および司法書士を紹介し相談することにより問題解決を図る。
- 勤労者生活支援特別融資制度：当金庫ローンを利用中の方を対象に、勤務先の企業業績悪化等の理由により収入が減少した場合や勤務先の倒産やリストラによって離職し収入が減少した場合に、ローンの返済条件を緩和するとともに一定条件に該当する他の金融機関の住宅ローン利用者の借換えを行うこ

とによって勤労者の生活を支援。

- 当庫キャッシュカードで他行自動機を使用して支払いをした場合、1回当105円の計算で利用口座に還元。

〔NPO 支援〕

- 金庫の営業区域内に事務所を有する NPO 法人に対し、① 運転資金 ② つなぎ資金 ③ 設備資金の使途に対応し、無担保500万円、有担保3000万円の範囲内で融資。

〔災害復興支援〕

- 台風により当金庫事業区域の住居や事業所が大きな被害を受けた際、早期の住宅復旧と事業復興を願い、「住宅災害特別無担保ローン」と「災害復旧事業者融資」を公的融資に先がけて発売。
- 災害復興支援制度「きずな」：罹災により通帳等喪失した預金者から申し出があった場合、本人確認をした上で便宜払出、罹災された本人またはその家族等に当面の資金を融資。
- 災害対策・復旧支援ローン：災害対策は無担保、災害復旧は無・有担保の扱い。無担保は貸付額1000万円以内、返済15年以内、有担保は貸付額5000万円以内、返済35年以内とし、通常の住宅ローンより低利。
- 災害ローン：大規模な自然災害にあわれた方を対象に、罹災によって生じた家屋の復旧資金、耐久消費財の購入資金（買い替え）および生活復興のための立上げ資金を融資。
- 台風14号被災地復興特別支援融資：台風14号で住宅や車に被害を受けた勤労者に対する低利な融資制度。金利1.6%（保証料別途）。

（非金融業務による支援）

〔高齢者・障害者支援〕

- 3店舗においてバリアフリー化を実施。玄関、ローカウンター、ロー記帳台、点字ブロック他。
- 当金庫職員に対し、高齢化社会の進展に伴いサービス業を中心に普及している民間資格「サービス介助士」の資格取得を進め、資格取得者を全店に配置。高齢の方や身体の不自由なお客様にも安心して来店いただける環境づくり。

- 年金受給者層をターゲットに、旅行の他、健康相談などの生活支援事業（平成7年発足）。
- 高齢者や体の不自由な人が安心して当金庫を利用できることと、サービス介助精神を組織全体へ浸透させていくことを目的に、当金庫職員に「サービス介助士（ケアファイター）」の資格を取得させて（1店舗に1名）、全営業店（21店舗）に配置。
- 店舗を新築する際、2000平方メートルに満たない場合であってもハートビル法に適合した建物を建設。2店舗を除いて車椅子のスロープを備える。
- 高齢者の顧客が多いため、店舗のバリアフリー化構想を推進。来店時には必ず職員が応接室など窓口以外の場所で対応する事している。

〔地域活性化の支援〕

（金融業務を通じた支援）

〔中小企業・創業支援〕

- 新たな価値の創造を促し地域経済の活性化につなげるために、創業・新事業等の起業を支援する融資制度の取扱い。融資額：1千万円以内、融資期間：運転資金（5年以内）・設備資金（10年以内）、担保：不要。
- 保証協会との連携で一定の信用等级以上の企業に無担保ローンを推進。

〔地域再生支援〕

- 大学開学を機に市で企画した地域商品券発行事業（平成16年度より）に企画段階から参画し、事業開始後は換金事務のとりまとめ金融機関として中心的役割。

（非金融業務による支援）

〔経営・学習支援〕

- 地元中小企業の経営者又は従業員の方々を対象に費用（受講料、宿泊費）を全面的に負担して、中小企業大学校の各種人材育成講座に派遣。
- 中小企業の経営者・従業員を中小企業大学校の研修に派遣（受講料・旅費の費用負担）。時代の流れに適応した知識・技術の修得、経営能力の向上を図り、地元中小企業発展の一助とする。昭和61年以来の継続事業で延べ220名余りの派遣実績。

- 取引先の若手経営者を対象に研修や勉強会を通じ企業経営力、専門知識を修得することにより、事業後継者の育成に努めている。
- 地域事業所の若手社員を対象に社員教育を代行する「若手社員研修会」を毎年4月に開催。地域事業経営者を対象とした「経営者セミナー」も毎年開催。
- 当金庫の取引先の経営者・後継者等の方を対象としたビジネススクールを平成16年2月に開講し、毎年約10名の受講生を受け入れ。経営管理能力の向上を目的として、マネジメント・管理会計・マーケティング・事業計画策定などについて外部講師による講義を全8回。受講生同士のビジネスマッチングの場にもなっている。
- 実践経営塾として外部講師による経営に関する知識習得と経営意欲の高揚を目的として開催。
- 中小企業診断士を配置した経営支援課による、若手経営者を対象とした勉強会を継続的に実施。
- 要注意先企業を選定し中小企業診断士から経営指導と経営計画のアドバイスをうけ事業先のランクアップと健全債権化に取り組む。
〔取引先企業の交流支援〕
- 地域の若手経営者を対象に新時代に即応できる経営者育成と新ビジネスを生み出す異業種交流の場を提供。
- インターネットを利用した有料情報提供サービス。異業種交流会への参加、商談会への出店の他、経営に役立つレポートや経営支援サービスの提供など。
- 市・地元商工会議所と共同でビジネスマッチング博を開催。(平成17年10月)当ビジネスマッチング博には、76社・団体が出展。2日間で約7800名の来場者があり、企業間の盛大な交流。11月には市の産業博に協賛し、2日間で約11800名の来場者があり大盛況。当金庫は他地域の信用金庫と連携し「交流コーナー」を設け、取引先にも出展していただき地元の企業に地域を越えた交流の場を提供。
- 営業店が地元の中小企業者に呼びかけ商品展示・即売など、ふれあいの場、情報交換の場を提供。
- 業域信用組合として出版関連業界が主要取引であり出版・印刷・製本等の業

界のお客様同士の交流ならびに情報交換（ビジネスマッチング）の場として、当組合のスペースを提供。

〔新事業育成支援〕

- 「コラボ産学官」の持つ、全国の大学、行政機関その他民間支援機関との幅広いネットワークを活用。今後は産学官連携による地域経済の活性化および発展のため、行政機関、県内の教育研究機関や商工・経済団体などの関係諸団体に協力を要請。
- ビジネスアリーナは、広域的な企業間ネットワーク形成による受発注取引・技術交流の促進、産学連携交流など新たなビジネスチャンス創出の場を提供する県内最大規模の展示商談会。会場内では370を超える企業・団体等の優れた技術・製品・サービス等を展示するとともに、工科系大学や研究機関の研究テーマ・成果をご紹介。取引先の新規開拓、情報収集等の機会として利用。
- 平成17年9月に、当金庫と外部機関で中小企業と大学との産学連携を支援する新組織「産学連携ネットワーク」を立ち上げ。会員制（現在25社）で、大学からの実験装置の発注や事業化しやすい研究シーズの提供等を通じて、企業と大学が連携しやすい環境を提供し、共同研究や「中小企業新事業活動促進法」の新連携事業につなげるなど地域の新しい産業創生を支援。
- 現在、複数の取引先の事業再生を同協議会と連携して推進のほか、協議会支部総会への出席・講演など多面的な交流を通じ、地元企業の再生支援。

〔新事業助成支援〕

- 2001年に支援基金を設立し、ベンチャー企業への円滑な資金供給を行うことにより地域経済の活性化を目指す。
- 産学官連携や知的財産に関する調査研究・支援：全国の教育研究機関を核とした、企業と国・自治体との連携を推進するネットワーク支援事業、産学官連携推進拠点の運営、各種関連セミナー・研究会・講演会などの開催、関連する人材育成・交流の支援、新規事業、ベンチャー企業の支援。
- 人材育成事業、信用保証料助成事業、異業種交流事業を主な事業とする財団を設立し、中小企業の支援活動。

○創業・新分野進出の支援を目的に新商品「創業・新事業進出資金」の取扱い。
〔施設開放〕

○地域イベントの関係で特定日に来店客が増加するため店舗内の遊休スペースを地元商店街に無償で貸与し、商店街は輪番制で加盟店が出店し商品販売などに活用。ビジネスマッチング、地元商店街の活性化。

〔総合的支援〕

○各営業店が清掃活動や自治会等の主催する地域イベントへの参加やボランティア活動の実施、各種講習会の開催、店内に地域情報用掲示板を設けコミュニティボードを提供する等独自性を持った活動を全店的に展開。主な活動：クリーン運動、相続講習会、税務講習会、商工会議所会員企業向け融資説明会、夏祭り応援、絵画展、地元顧客紹介、神社清掃、写真展、異業種交流会、文庫本自由貸し出し、雨傘の自由利用、24時間テレビ募金勘定業務、産学官意見交換会等。

〔金融・経済教育の支援〕

〔学生教育支援〕

○小学生への金融教育：地域商工会連合会主催の小学生対象の起業体験教育のイベントにおいて、当金庫職員がスタッフとして参加し、事業計画・銀行融資・決算などについて説明しお金の大切さを学んでもらった。

○昭和38年以来、珠算振興の一環として小学生珠算競技大会を開催（平成18年3月で42回を迎え、毎回200名程度参加）。この大会は学年別に商工会議所検定に準じた問題を出題し、多くの小学生が自身の力を試す場として参加できる地域に密着した意義ある珠算大会と評価されている。

〔企業人教育支援〕

○顧客によって経済研究会の会員組織を組成し、時宜に適した題材・講師により講演会を開催し経済の勉強。

○年2回証券会社から講師を招き取引先を対象とした経済研究会を開催。

〔地域情報開示活動〕

○地域・顧客に対して地域金融機関としての社会的責任を果たすため、また経営内容の透明性を高めるために平成14年3月末より四半期単位の開示を開始

（自己資本比率、不良債権残高、有価証券の時価評価等主要計数の開示）。

- 当組合に対する理解をより深めていただくために、法令で義務付けられた情報開示以外に以下の事項について情報開示。勧誘方針、個人情報保護宣言、個人情報の利用目的、総代会：①総代会の仕組み、②総代とその選出方法、③総代会の決議事項、④総代の氏名、地域貢献の状況：⑤主な融資商品とお客様への支援等、⑥文化的社会貢献活動の状況、⑦地域へのサービス状況、手数料一覧表。
- 社会的価値向上委員会の設置：学識経験者、弁護士、公認会計士、NPO、会員代表等6名の委員で構成し、年2回以上、当庫の事業活動について幅広く意見を求める。特に、コンプライアンスにかかるものや社会貢献活動などについて、社会の目線での評価を求めている。工夫・苦勞した点：委員の選任および討議内容の選定。

【顧客・消費者支援の環境保全（金融業務を通じた環境保全）】

- ISO 認証取得の資金のための ISO 関連特別融資や環境に配慮した車の購入資金のためのエコカーローン等を取扱う。
- 環境活動に取り組む事業所、個人等を積極的にサポートするため、環境改善、保全活動に関する資金を簡便で利用しやすく、低利で提供することで、地域社会に対する金融サービスの強化を図るとともに地域貢献。
- オール電化、ガス発電の給湯暖冷房システム、太陽光・熱利用の設備設置にの住宅ローン、リフォームローンの金利優遇。
- ハイブリッド車等のエコ車輛購入資金ローン金利の優遇および太陽光発電システム等のエコロジー・バックアップ・ローン金利の優遇。
- 当金庫が指定したエコロジーカー（ハイブリットカー、電気自動車など）の新車・中古車の購入に対して、貸出金利の優遇。
- 低公害、低排出ガス車を対象としたマイカーローン金利優遇。工夫・苦勞した点：対象となる設備、車両の範囲と確認方法。
- 低公害車および福祉車両専用の低金利ローン。金利2%（保証料別途）。

【環境問題の啓もう活動や自然保護支援】

- 平成10年11月に基本動作鍛錬の「FAT 運動」を開始。毎年、FAT 委員を任

命のうえ委員会を組織して活動（定例活動＝山形掃除に学ぶ会に積極参加して次世代を担う地元小中学校の美化向上）。

5 従業員に関連する取組み

[働きやすい職場づくり]

- 従来の資格取得奨励制などに加えて、支店長・次長・法人開拓者・審査役の立候補制、FA（フリーエージェント）制などのインセンティブ制度の導入により職員のやりがい、働きがいを高めて庫内の活性化。
- 健康診断の実施後に有所見者や生活改善必要者（主に肥満）を対象に産業医による文書でのフォローを実施。平成16年度の定期健康診断後のフォロー対象者は800名。産業医による支店の巡回を実施し、保健指導や職場環境の確認。
- 職員福利住宅融資規程を見直し、17年10月から申し込み条件の緩和や金利の引き下げなどの改善。職場環境の改善や職員の健康管理を徹底するため、月1回産業医を招いて健康相談を実施。
- 当組合「相談受付・対応要領」に基づき、職員の不平・不満の解消に努めコミュニケーションのよい職場環境づくりを目指す。さらに不祥事件の未然防止・早期発見を図る。

[仕事と家庭の両立、子育て・介護支援]

- （財）21世紀職業財団（厚労省の外郭団体）が行う少子化対策事業に参加し、男性の育児休業取得等を促進。「子育て応援支援企業」として県知事から認定。
- 今後も少子化が一層進行するものと予測される状況のもと、当組合従業員に第3子が誕生した場合、100万円の出産祝い金を支給、第4子が誕生した場合200万円、第5子が誕生した場合300万円、それ以降1子誕生する毎に300万円支給。
- 本店の一角に事業所内保育施設として保育園を設置し、男女とも働きやすい職場を目指し、仕事と子育ての両立を支援。少子化問題への貢献も期待。

[障害者雇用の促進]

- 従来から障害者雇用は信用金庫が果たすべき社会貢献使命の一つだと考え、その推進に力をいれている。4金庫の合併により昨年は法定雇用率を下回っていたが、平成18年2月1日現在、1.9%と基準を上回る。平成10年9月には、障害者雇用優良事業者として労働大臣賞を受賞。

[社会・地域福祉の支援]

- 役職員による「手作りおむつ」の福祉施設への寄贈。この活動は30年を超えて続けている。核家族化によりご老人と接する機会が減っている現状から、テラーを福祉施設へ3日間派遣。お年寄りとのふれあいを通して営業での接し方を学んでいる。
- 毎年、日本赤十字社と連絡をとり役職員による献血を実施。
- 労金職員として自主的に社会貢献することを目的に結成した「えくぼの会」により、任意の寄附金（毎月100円～500円）の提供に基き集まった資金を会の趣旨に添って提供。これまでの提供先は ① 県央地区の水害被災者への救援物資の提供（477千円）② 中越地震の被災地域への義援金提供（90万円）③ 新潟県交通遺児基金（50万円）④ 新潟市交通対策協議会（20万円）⑤ 長岡市の交通遺児（20万円）。

[自己取組みの環境保全（非金融業務による環境保全）]

- ① 当金庫の業務活動が環境に与える影響をさまざまな側面から検証し、適切なマネジメントシステムを構築するとともに、その継続的改善と汚染の予防。
- ② 環境関連法規および当金庫が同意するその他の要求事項を遵守。
- ③ 次の環境目的および目標を定め、よりよい環境水準を目指し、適宜レビュー。エコ商品の開発・販売、環境にやさしい粗品の提供、紙使用量の削減、電力使用量の削減、排気ガスの削減。
- 職員および来店客の健康増進のため全店の建物内禁煙を実施。金庫使用大型車をハイブリッド車に、ボイラーでの灯油を使った暖房から電気のエアコンに交換することで、省エネおよびCO₂削減に協力。
- 夏の期間中、クーラー等による室温を28℃に設定し、地球温暖化の大きな要因であるCO₂排出量の削減。役職員全員が期間中（7月～9月）「アロハシャ

ツ」での勤務。

- 4つの柱と7つの取組み、①環境に配慮したエコ商品の購入、②環境に配慮した融資制度の開発、③電力使用量削減、④ガソリン消費量の減量、⑤紙類使用量の削減、⑥水資源使用量の減量、⑦廃棄物の減量。

[環境問題の啓もう活動や自然保護支援]

- 信用金庫の日(6月15日)に、全店統一して店舗周辺の清掃活動。
- 役職員全員が集まり、地元スポーツ施設(ランニングコース等)の清掃活動。
- 職員が集まり、観光名所である公園内の草取りを毎年実施。
- 本店営業部では毎月15日前後に店周や公園を中心に清掃活動、8年目を迎えた。信用金庫の日には全店あげて店周の清掃活動。
- 職員全員が集まり、地域内の名所・旧跡を中心に清掃活動を年2回実施。
- 本店所在地での清掃作業活動を毎年実施。
- 毎週金曜日の朝、支店長はじめ支店職員が駅前ロータリー周辺の清掃活動。平成16年3月、地元町会の推薦により「地元環境美化大賞」を受賞。
- 支店職員が集まり、地域の清掃作業活動のお手伝いを実施。
- 営業店舗の周辺の公園やバス停等の清掃を定期的に行う。
- 「530(ゴミゼロ)運動」に協賛して全職員で店周と地域の清掃作業。
- 役職員による地域の清掃活動を平成9年より年4回実施(役職員参加率90%以上)、また市民グループ、NPO法人等主催の河川清掃活動へも毎年参加。
- 各地域で清掃活動の実施や資源回収活動のお手伝い。
- 全店にて全職員が参加し、店舗周辺の清掃作業活動を実施。NPO法人を後援し、河川の浄化。
- 本店・本部および近隣店舗の職員が観光名所周辺の海岸・公園等の清掃活動を毎年1回実施。行政に協力して海の日に因んだ浄化運動の啓蒙のための街頭PRにも参加。
- 毎月1回「環境清掃美化の日」を設けて、店舗周辺の道路や公園を中心に始業前の時間を利用した清掃活動を自主的に実施。
- 毎月1回店舗周辺や近所の公園の清掃を実施し、環境の美化に努めている。
- 職員が多数集まり、市の中心地やお城、店舗周辺の清掃作業活動を毎年実施。

- 青少年健全育成の取組の一環として各小学校・中学校の校区毎に、全役職員が交通量の多い場所で朝の交通立ち当番の実施。
 - 役職員全員が集まり地域内の公園や河川の清掃作業活動を毎年実施。
 - 国道沿いのカン・ごみ拾い等の清掃作業活動を毎年実施。
 - 各営業店毎に地域の清掃活動等を定期的を実施。平成16年「エコフェスタ2004」にて『環境大賞』（環境美化推進部門団体の部）を受賞。
 - 営業店毎に毎月1回公園などの清掃活動を実施。
 - 毎月、第2月曜日に全店舗で周辺の道路等の清掃活動を実施。
 - 役職員全員が集まり、地元の公園の清掃作業活動を実施。
 - しんくみの日週間にあわせ、各店舗ごとに地域清掃活動を毎年実施。
 - 全店において、近隣公園の清掃を実施（2005年・2006年）、全店職員を対象として献血を実施（2006年）。
 - 役職員全員が集まり公共道路、駅等の清掃作業活動を毎年実施。
 - 環境整備に取り組む産業廃棄物処理業者および緑化業者等に対する支援。環境問題取組みとして各営業店が地域に即した清掃奉仕活動を実施（公園・駅・店舗周辺道路・空き缶拾い等）。
 - 職員全員による観光名所へのハイキングを兼ねた清掃活動を毎年実施。
- 〔法令順守〕
- 各取扱商品の販売にあたって説明責任を十分に果たすことに努めている。

6 環境保全

〔顧客・消費者支援の環境保全（金融業務を通じた環境保全）〕

〔住宅関係〕

- 環境に配慮したオール電化住宅の住宅ローン貸出金利を年1%まで優遇。
- 自宅、店舗、事務所、共同住宅等のアスベスト除去対策を支援する融資。（法人の場合：期間15年、融資限度額50百万円、個人の場合：期間10年、融資限度額10百万円）。
- オール電化住宅ローン（オール電化住宅専用）変動金利固定選択型（3年、5

年、10年)について店頭金利より0.5%の金利優遇。

- エコ関連住宅の普及に金融面から支援するため、対象となる物件の住宅購入・改装融資の適用金利を最大で1.1%優遇。

〔車関係〕

- エコカー（ハイブリッド車・電気自動車・天然ガス車）購入者に対して低利融資。
- 低公害車を購入するお客様に対して金利を優遇し、低公害車の普及と環境保全の一助を担う。
- ディーゼル車買換資金を低金利で融資する取組に参加。
- 電気・ハイブリッド自動車等、環境負荷が少ない自動車を購入する方にマイカーローンの金利を最大2.8%優遇。
- 地球温暖化防止を目的に、環境に優しい自動車（ハイブリッド自動車などの「低公害車」）を購入の際に通常の自動車ローンより貸出金利を優遇。
- エコロジカー（低排出ガス車平成17年基準75%低減レベル認定車）購入による自動車ローンの利用者に限定し、2.30%（保証料込み）の特別金利を実施。

〔その他関係〕

- 土壌汚染リスク検証。本業の融資を通じて取引先に環境問題の社会的責任活動を求める取組み。
- 当金庫の主要営業エリアにおけるごみの削減量に応じて預金金利が上乘せされる「エコ定期預金」の取扱い。当金庫の主要営業エリアにおける資源ごみの増加量に応じて預金金利が上乘せされる「リサイクル定期預金」の取扱い。毎月のごみの量を各営業店のロビーに掲示して、継続的なごみ減量化をアピール。ごみ減量化や資源化に顧客自らが参加・行動する仕組みにすることに苦勞。
- 「エコ定期預金」のご契約者を中心としマイバッグを進呈しごみ減量化の実践。「マイバッグ宣言書」を作成し、宣言書を提出された方にマイバッグを進呈して、ごみの減量化を実践。「新入学を祝うよいこのつどい」において、参加者の保護者と園児にマイバッグを進呈。日本自動車工業会のクリーンエネルギー車に指定された車両購入者、マイバッグ宣言者、「エコ定期預金」

「リサイクル定期預金」の契約者に、マイカーローン金利を最大0.7%優遇。

- ISO 認証取得を行う法人・個人事業所に対して認証取得の仲介、認証取得に係る費用を融資。
- 資源、エネルギーの節減目標を定め定期的にチェックするとともに、融資商品として「ISO 認証取得費用特別資金」を用意。
- 当組合の営業地区である3自治体のゴミ問題の解決のため、地域金融機関として金融面での地域貢献と金融以外の地域貢献を両立させることができる預金を取り扱い：ある一定期間のゴミの総量を調査し、1年後のゴミの総量がある一定期間のゴミの総量より減少していた場合、預金に金利を上乗せする内容。少子高齢化の時代を控え、少しでも社会に貢献できるように子供の数だけ金利を上乗せする預金を提供。

〔総合的支援〕

- ISO 1400認証取得に必要な資金を融資。金利を当金庫基準金利から0.5%優遇。省エネ、公害防止など環境対策を主目的とした設備に必要な資金を融資。金利を当金庫基準金利から0.5%優遇。太陽光発電、夜間電力システム等の購入を含むしんきん保証基金付リフォームローン、金利を基準金利より1.0%優遇。
- オール電化住宅、ホットメリット住宅並びにこれに付随した商品購入資金について金利を優遇。ハイブリット車購入資金について金利を優遇。
- ①エコハウスローン、②エコカーローン、③エコファンド、④環境NPO支援、⑤グリーン購入、⑥コピー用紙削減、⑦ゴミ分別、⑧電力削減、⑨NPO市民バンク構想への参画。
- 本支店全サイトでISO 14001の認証を取得し、地域行政機関と共同して社会の環境保全活動を推進するとともに、太陽光等省エネ設備の住宅ローン優遇金利やアスベスト対策用資金等環境配慮型商品の販売。

〔自己取組みの環境保全（非金融業務による環境保全）〕

〔ISO 認証取得〕

- 本店・本部棟および別館を対象事業所として平成16年5月に認証取得。現在の環境方針は2年目。平成18年度に更新する。

- 平成15年4月にスタートした新長期経営計画「しんきんチャレンジ21」の基本理念である地域社会との共生を図る一環として、環境問題への取組みを推進し、平成16年にISO14000取得、環境に配慮した経営。
- 2004年4月に本部及び本店営業部においてISO14001の認証を取得。
- 環境問題への取り組みとして「ISO14001」認証取得。
- 当認証取得を行い、取得後はその活動を積極的に展開。エコロンへの取組。
- 2004年10月12日にISO14001の認証を取得し「環境にやさしい愛の経営」をスローガンに全店舗においてISO14001：2004の要求事項に適合するための環境マネジメント活動を実施。
- 平成14年3月に本店でISO14001の認証・登録。その後、平成17年3月にISO14001自己適合宣言に移行。
- 2002年6月に「ろうきん環境宣言」を制定し、同年、KES環境マネジメントシステムの認証。現在、80の事務所で認証を得て継続中。

〔省資源・省エネルギー〕

- 平成18年10月完成予定の新本店ビルに大規模な太陽光発電装置を設置する計画。一般住宅16軒分に相当する57KWを発電する。環境への負荷を減らすとともに、ソーラーのまちのイメージアップを図る狙い。
- 全店の年間電気使用量・CO₂排出量を調査し、全職員に節減の推進。
- 空調設備の導入による省エネを促進し、環境対策に取り組んでいる取引先を支援する融資商品を取り扱う。地球温暖化防止運動に参画し、金庫を挙げてクールビズ運動を展開し、省エネを推進。
- 県が推進する「エコオフィス宣言運動」に賛同し民間企業の「賛同オフィス」として参加登録。平成17年8月から9月までの2ヶ月間「適正冷房28℃」のクールビズ運動を実施。平成17年12月から平成18年3月までの3ヶ月間「暖房温度20℃以下」のウォームビズ運動を現在実施中。
- ノーネクタイ・ノー上着、室内温度の調整を実施。

〔資源再利用〕

- 粗品をはじめ、ディスクロージャー誌・通帳・ポスター・カレンダー・情報誌・庫内報など発行物に再生紙を使用。

- 地域のリサイクル推進委員会に協力して専用古紙回収ボックスの利用により、事業系ごみの節減と資源のリサイクル化。
- エコマーク認定の女子職員制服を採用し、資源としてリサイクル（マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル）。

〔その他取組み〕

- エコ関連粗品を積極的に導入するとともに、エコ粗品比率の向上を目指す。
- 再生紙・大豆油インクを使用した各種証書・通帳等の作製。通帳については、ATM の関係で再生紙を使用するのに苦勞。
- ECO（エコ）推進プロジェクトチームの設置。
- 当庫の建物にアスベストの吹きつけがないかを調査し除去した。信用金庫の日の一斉清掃、新入生による記念植樹など。

〔総合的取組み〕

- 平成7年、新本店建築に際し屋上に庭園を設けるなど環境に配慮した設計が評価され、平成9年に「環境省エネルギー建築賞」を受賞。平成12年8月には、「地球に優しく社会と融和した環境マネジメントを推進する」を方針とするISO推進委員会を発足し、①電気・ガス消費の削減、②資源ゴミの分別によるリサイクルと廃棄物の減量、③紙使用量の削減、④環境に優しい物品の購入などに取組んだ結果、平成13年8月、県内の金融機関としては初めて環境管理の国際規格ISO14001を本部・本店営業部で認証取得。市が主催する毎年10月に環境に関する事業を行う一環として募集する小学生の環境ポスターの優秀作品に対し、信用金庫賞を贈呈すると共に、入賞作品展を当金庫ギャラリーにて開催・展示。クールビズ運動やウォームビズ運動に全役職員を挙げて取組むなど、環境問題に配慮した活動。
- 当金庫が関連会社を含めた可能な限り広い範囲でのISO14001の認証取得を行った上で、行政や地元企業とともに地域全体の取組へ広げるための活動。業務では、当金庫自身が排出する二酸化炭素の削減だけでなく、ATMのレシートを選択式にしたり、環境に配慮した住宅や自動車などの購入資金の融資金利を優遇することなどを通じて、当金庫と取引していただく顧客が自然に二酸化炭素排出量削減の取組に参加できるように配慮。

- 2005年4月「ISO14001」認証取得。環境管理、環境管理委員会、環境管理ワーキングメンバー、内部環境監査に係る各規程・要領を策定し、役職員が一体となってPDCAサイクルを実践。ボランティア休暇制度を導入し、職員一人ひとりのボランティア活動を支援。エコ住宅の住宅ローン金利優遇や環境関連ローン、環境支援サービスを提供。
- コピー用紙、電力の使用量削減・サービス品のグリーン購入・帳票類の再生紙使用・環境リスクへの対応・環境配慮型商品の充実・エコカーの導入。
- ①省エネルギー、省資源の推進、②地域の環境保全活動への寄与、③グリーン調達、④環境にやさしい金融商品の調達。その他、5S運動、SLIM運動（業務全般、職場環境の整備に向けた工夫・改善提案を促し、業務の効率化、事務能率の向上を図る）の推進、廃棄文書の再利用（トイレットペーパーに再生し、お客様に配布）、環境に関する法令遵守等に努め、環境にやさしい金融機関を目指す。
- 環境保全や資源の有効利用の観点から国や京都市の計画に呼応し、平成9年2月から本部・事務センター・各営業店の廃棄帳票類のリサイクル。個人情報保護・守秘義務の面から大型シュレッダーをはじめとする自前のリサイクルシステムで廃棄帳票類を処理再生紙工場へ搬入する。これにより年間500トン帳票類の廃棄・減量・再生使用。廃棄書類はトイレットペーパーに再生しており、直径14センチ、高さ8メートルの立ち木を年間約1万本救うことになる。
- 環境保全への取組みとして、従来より、市が主催する散乱ゴミ追放キャンペーン等へ参加。2005年12月にISO14001の認証を取得、現在以下の取組みを実施、①電力の使用量削減 ②OA用紙の使用量削減 ③廃棄物の排出量削減 ④グリーン購入の促進 ⑤エコカーローンの取扱い（ハイブリッドカーおよび電気自動車購入資金の貸出金利を優遇）⑥環境保護活動および美化活動の実施（環境パネル展の開催：営業店で巡回開催、散乱ゴミ追放キャンペーンへの参加、地域河川の清掃作業活動への参加）。
- 環境省の環境活動評価プログラム「エコアクション21」の認証・登録を受け、「環境方針」を制定し、数値目標の達成に向け、省エネルギー、廃棄物

の削減，リサイクルの促進，節水等に取り組んでいる。その他，地域一斉清掃への参加，および月1回全店で店周一帯の清掃活動を行っている。

[環境問題の啓もう活動や自然保護支援]

[地域清掃・美化の取組み]

- 職員が集まり，地域の海の清掃活動を毎年実施。
- 役職員全員が集まり，地域河川や道路沿いなどの清掃活動を毎年実施。
- 休日に役職員とその家族で冬まつり会場跡地の清掃活動。毎月1回全店で日にちを設定し，店舗周辺の清掃活動。市主催の地域のまちづくりに協賛し，毎年各店で花壇を作成し景観の美化に努めている。
- 公園・道路等における清掃活動を店舗単位で毎年実施。水芭蕉の植栽なども実施し，自然環境の保護。
- 信用金庫の日に役職員が集まり，記念植樹と地域の清掃活動を毎年実施。
- 営業店地区の一斉道路清掃（年2回）に職員が参加。
- 役職員全員が集り，大切な地域の自然を保護するため，河川内清掃及び河川沿いの草刈作業を実施。毎年実施予定。初めての清掃活動であったことから，実施要領，準備品等の企画面に苦労。
- 毎年6月に地域河川の清掃活動及び稚魚の放流を実施。昭和51年以降，毎年実施，地域の子供会や当金庫役職員等の協力。
- 市の提唱するゴミゼロ運動による海岸清掃活動への職員参加，営業店単位での町内清掃活動への参加。
- 職員全員が集まり，地域海岸の清掃活動を毎年実施。
- 地域河川等の清掃大会に当金庫職員が参加し清掃作業活動を毎年実施。
- 地域自治体及び市民団体が自然環境保護を目的に実施する河川，潟の清掃活動に職員がボランティアで参加。
- 海水浴シーズン前・後の年2回，役職員全員による海岸清掃を実施。
- 環境問題への取り組みとして，休日に役職員全員（ボランティア）が集まり，地域の海浜・河川公園等の清掃作業活動を毎年実施。
- 地域の清掃活動を通じて，美しく住みよい郷土作りを心がけている。文書にて自主参加を呼びかけ，年数回実施。

- 各地域の河川・海岸・市街地等の清掃活動を各地域に所在する支店が中心となり全役職員に参加を呼びかけ毎年実施。
- 商工会議所とタイアップし、地元河川等の清掃活動を毎年実施。
- 市の清掃活動に参画し、毎月1回全店で店舗周辺の清掃活動。
- 毎年信用金庫の日に全職員による店周の清掃活動を実施。
- 環境問題への取組みとして、月に1回全店で店舗周辺の清掃活動。
- 清掃活動の実施。
- 当金庫職員による店舗周辺の清掃活動。年4回程度実施。
- 市の外郭団体主催の活動に協力し市所有花壇の景観維持に努めている。土作り、植え付け、灌水、除草作業を適宜職員が行っている。また、毎年6月第1週の月曜日に、全職員が早朝の1時間をつかって金庫本店及び各支店周辺のゴミ拾いや除草等の美化活動。
- 各営業店において地区内での清掃活動(神社、公園、海水浴場)および花壇の整備・維持活動の実施。
- 地域河川の清掃ボランティア活動を毎年実施。
- 創立80周年職員ボランティアとして、平成14年6月15日の「信用金庫の日」に合わせて職員及び職員の家族、取引先の方々約400名の参加で「河川クリーン作戦」を展開。緑地公園及び河川敷のゴミ収集を行い、その後毎年「信用金庫の日」に合わせて実施。また、毎月第2木曜日は「ボランティアデー」として、全店で公共の場所の清掃。
- 昭和57年より毎年2回全店役職員による営業区域内のカーブミラー清掃。
- 営業店周辺の清掃活動及びクールビズを実施。
- 店舗周辺の清掃活動を実施。
- 職員が集まり、地域道路等の清掃作業活動を毎年行っている。

[自然保護の取組み]

- 昭和63年4月に当金庫創立周年記念事業のひとつとして、地域の緑化推進と健全で文化的な生活環境の創造に寄与するため財団法人□□を設立。公園等への桜やつつじなどの植林・植樹活動を継続的に実施。事業規模は単年度あたり300万円程度でその継続的な取り組みが評価され平成16年に自治体より

社会貢献賞を受賞。

- 平成9年度に地区の国有林に対して北海道営林局と分収育林契約を結び、「□□アッペナイの森林」として開設し、地域住民の憩いの場としてのイベントを行い、平成14年度に「信用金庫社会貢献賞」を受賞。
- 平成17年6月15日の「信用金庫の日」以降、原則毎月15日に営業地区内5・6箇所まで職員が募金活動を実施。集まった募金は、松くい虫被害に遭った森を再生する「みどり再生運動」に松苗植樹資金として寄贈。
- 市内を流れる堰の環境整備（花壇の造成を含む）に、地域、行政と一体となり年間5回程度休日に実施。
- 20年以上継続して「緑の基金」への寄付。
- グリーン購入に積極的に取り組むことによる持続可能な循環型社会の構築。
- 地公体と金融機関が一体となって地域を代表する最上川をシンボルとして河川等の環境美化。地域金融機関として賛同いただける方を募集。
- 平成8年から「みどりの街づくり運動」として毎年営業地区の家庭に苗木（枝垂桜・紅梅・花木など）。初夏には朝顔を育苗し市内の家庭に届ける。
- 豊かな森の再生を通して、環境教育や環境問題に取り組む人づくりと地域の活性化を目指している。工夫・苦勞した点：森林整備や里山の再生といった環境保全活動にとどまらず、NPOのノウハウを活用した人材育成を主眼とした点。

〔その他取組み〕

- 生活排水を少なくすることにより、河川の浄化を目指す社会実験に金庫として参画。具体的にはパンフレット配布による浄化意識の向上と実際に河川の水を汲み上げ水質調査。

〔総合的取組み〕

- 環境問題への取り組みとして、毎月一回、地域周辺清掃活動を役職員全員で実施。ウォームビズ運動を実施。新本部ビル建て替えに伴い、環境に配慮したビル建設を行うため本部ビル建設実行委員会を設置。
- 町づくり協議会に参加し、環境を主とした町づくりの推進。

（続く）